（1面のつづき）

こうして流用されてしまった予算（税金）が何兆円に上るかはもう分からない。取り戻すことができるなら返還してもらいたいが、現実にはすでに使われたか、まだストックされているのかも不透明で、その把握は困難だ。予算を役所がブラックボックスに入れたら、もう二度とその姿を納税者が拝むことはできない。こうした結果、東北の復興はいまだ途上で、避難所生活を余儀なくされている人は15万人を超える。

そして、「税の使い方」を見ると同時に、今回の災害では政治家の言動に気になる点が多い。菅義偉官房長官は地震発生直後の記者会見で、緊急事態条項を定めることについて「極めて重く大切な課題」と、改憲をほのめかしたが、この状況で発言すべきコメントかどうかが問題視されている。自民党の党是である改憲が地震を契機に実現に向かうことを示唆したものなら、災害の政治利用とも受け取れるものだ。これは、おおさか維新の会の片山虎之助共同代表が「政局の動向に影響を加えることは確かだ。大変タイミングのいい地震だ」と発言したことと、立場は逆でも趣旨としては同じことだ。

今回の地震では、多くの人が犠牲になり、そして現地には避難所で苦しんでいる人がいまもたくさんいる。東日本大震災の過ちを繰り返させず、予算の早急かつ適正な活用のため、霞が関にも永田町にも国民の厳しい目が常に注がれていかなければならない。

所長先生のハッピーリタイアを応援！
姉妹紙『税理士新聞』特別セミナー
10年、140件超の仲介実績から分かった
受講料 無料
事業承継 課題と対策
講師 エヌピー通信社 執行役員 事業承継支援室長 大滝 二三男
東京 八重洲 5/25（水） 貸会議室プラザ八重洲
福岡 小倉 5/26（木） リファレンス小倉魚町
大阪 梅田 5/27（金） ハービスPLAZA6階
各会場とも13:30～15:30
事業承継支援室 検索
詳しくはエヌピー通信社『事業承継支援室』のホームページをご覧ください。
エヌピー通信社 事業承継支援室
0120-800-058 直通電話（平日9:00～18:00）
直通FAX（24時間受付） 0120-613-336
e-mail（24時間受付） e-syoukei@np-net.co.jp

常陽銀行 フィンテックの活用でTKCとタッグ

融資申し込みの簡略化へ

ITを駆使して新たな金融サービスを生み出す「フィンテック」をこれまで以上に活用するように金融庁が促していることを受け、常陽銀行（水戸市）は4月20日、会計事務所に情報サービスを提供するTKCと、フィンテックの活用法に関して共同研究をすることで合意した。

業務提携は、TKCの財務会計システムを利用する中小企業の了解のもと、TKC全国会の会員である税理士・公認会計士による巡回監査に基づいた信頼性の高い財務データを、フィンテックで常陽銀行に提供する取り組み。常陽銀行はこのデータを活用し、融資申し込み手続きを簡素化する仕組みや、タイムリーな資金調達を実現する新たな審査モデルの構築、中小企業の経営課題を解決するコンサルティングサービスなどを提供する体制を作り上げていく。

このほかTKCは、西武信用金庫（東京・中野区）ともフィンテックの共同研究に取り組むことで4月18日に合意している。今後、新たなサービスを創出していくという。

TKCは金融機関や会員の税理士とともに、中小企業の資金調達の円滑化を支援し、地域経済の発展に貢献していくとしている。

メリービズとJOCが業務提携

税理士と中小企業のビジネスを促進

会計・経理アウトソーシングサービスを運営するメリービズ株式会社（東京・港区／工藤博樹社長）と、税理士事務所や中小企業の支援事業を展開する株式会社ジャパンオフィスコンサルティング（＝JOC：さいたま市／渡邉洋之社長）は4月8日、販売協力で合意し、業務提携したと発表した。

今回の提携により、メリービズの顧客はJOCと提携する税理士事務所から無料で税理士の紹介を受けることができ、さらに相談料が特別価格で利用可能となる。一方、JOCのクライアントである税理士事務所や中小企業は、メリービズの記帳代行サービスを最大1万円までの分が3カ月間無料で利用できるという。

＝第6回＝

ジャーナリスト 田中 周紀

都銀の外国税額控除制度の乱用②

シンガポール支店を介在させた逃税

三和（現三菱東京UFJ銀行）など都市銀行6行が、1990年3月期以降の3年間から5年間に外国税額控除制度を乱用したとして、国税当局は重加算税や過少申告加算税を含めて総額100億円強を追徴課税した。

舞台となったのは都銀各行のシンガポール支店。そのスキームを単純化して説明すると概ね次のようなものだった。

ニュージーランドの投資会社A社は欧州の投資家から集めた5000万米ドルを、キャピタルゲイン（運用益）に対する課税がないタックスヘイブン（租税回避地）のニュージーランド領クック諸島にある子会社のB社で運用しようと計画した。

A社は当初、B社と同じクック諸島にある関連会社のC社で5000万ドルを受け取り、これをB社に貸し付けて運用しようと考えたが、C社がB社に直接貸し付けると、B社から受け取る利息にクック諸島の源泉税15％を課せられてしまう。

そこでA社は、C社からB社に対する貸し付けに都銀のシンガポール支店を介在させ、源泉税の負担を軽減しようと考えた。ここでポイントになるのは都銀のシンガポール支店からC社に支払われる預金利息には源泉税がかからないことと、当時の都銀の外税控除枠に余裕があったことだ。

C社はまずB社に貸し付けるのと同額の5000万ドルを、都銀のシンガポール支店に預金する。この際の預金利回りは年10・5％（金額ベースで525万ドル）だ。都銀のシンガポール支店は少額の取引参加手数料をB社から受け取り、C社の預金を担保にB社に同額を貸し付けるが、この貸し付けで都銀が受け取る利息の利回りは年10・85％（同542万5000ドル）になる。

ただ、これにはクック諸島の源泉税15％がかかるので、税引き後の貸付金の利回りは年9・2225％（同461万1250ドル）に下がる。つまり都銀には461万1250－525万＝△63万8750ドルの逆ザヤが発生した計算になる。

だが都銀は税務申告の際、日本の国税当局に外税控除を申告し、クック諸島で課税された15％の源泉税分81万3750万ドルを法人所得から差し引くことができるので、結果として81万3750－63万8750＝17万5000ドルとわずかにプラスが出る。5000万ドルを貸し付けて17万5000ドル、年0・35％という当時としては超低利の融資をしたのと同じことになる。

C社の方は5000万ドルの預金利息として525万ドルを都銀のシンガポール支店から受け取るが、シンガポールでは源泉税がかからないので、利息の全額を受け取れる。B社に直接貸し付けていれば、利息は5000万ドル×10・85％×（1－15％）＝461万1250ドルなので、差し引き63万8750ドル多く利息を手にしたことになる。

つまり都銀のシンガポール支店を介在させることで、C社はB社に直接貸し付けるより利息額が13・85％増え、B社は損得なし、都銀は右から左に資金を動かしただけで17万5000ドルを得ることになったわけだ。

たなか・ちかき

1961年生まれ。上智大学を卒業後、85年共同通信社に入社。95年～97年まで国税担当記者。2000年テレビ朝日に移籍。06年から再び国税担当記者に。10年からフリージャーナリストとして活動。著書に「国税記者の事件簿」（講談社＋α文庫）「飛ばし日本企業と外資系金融の共謀」（光文社）など。

納税通信
専用ファイル
使いやすく便利で手間要らず！
本紙をそのまま綴っておける高級ファイル。
ワンタッチのスプリングファイル方式。
パンチを開ける手間も不要です。
半年用1部 2,100円（税・送料込）
お電話かFAXでお申込みください。
エヌピー通信社
〒171-8558 東京都豊島区南池袋 3-8-4
TEL.03-3971-0111 FAX.03-3988-7109

税理士案内
掲載料＝一行一回五千円、連載割引制有。エヌピー通信社

税理士 原澄雄 品川区中延三―二―五 電話（三七八五）六五四一
税理士 神津信一 新宿区愛住町一番地 トミタビル2F 電話（三三五七）四六三八 FAX（三三五七）四七二五
税理士 長島正明 大田区中央八の二の四 電話（三七五四）三一二一
税理士 芦原孝充 大田区池上六―一―二一 フォーラムビル2F 電話（三七五二）六二二三
税理士 中野達夫 大田区蒲田五―四三―七 ロイヤルハイツ蒲田四〇七 電話 三七三五―一三三五
税理士 秋元弘光 大田区蒲田五―四六―一 電話（三七三八）一一〇一
税理士 落合義一
税理士 阿部陽一
税理士 富田美津子
税理士 山本竜三郎 大田区東蒲田二の二六の一二 電話（三七三九）一六五一
税理士 山本松郎
税理士 竹内幸司
税理士 秋元弘一 大田区山王一―四四―七 電話（三七七三）七四六八 FAX（三七七三）七四八三
税理士 杉田充伸 大田区蒲田三―一七―一七（蒲田東口駅前通） 電話（三七三二）五五一一㈹